

企 業 法

【科目別講評】

18問中A評価が11問，B評価が4問，C評価が3問であり，企業法の合格点は70点をちょっと超える71～72点くらいではないか。

	【配点】	【難易度】	【出題内容】
問題 1	6 点	A	個人商人（小商人を除く）の名板貸し
問題 2	6 点	A	商法上の各種営業
問題 3	5 点	A	創立総会
問題 4	5 点	A	自己株式の取得
問題 5	5 点	A	株主の権利及び株式の内容
問題 6	6 点	A	機関設計
問題 7	5 点	B	株主総会
問題 8	6 点	B	役員等の任期
問題 9	5 点	A	取締役会設置会社
問題10	6 点	C	会計限定監査役
問題11	6 点	B	会計監査人
問題12	5 点	B	持分会社
問題13	6 点	C	社債券
問題14	5 点	A	事業の譲渡及び譲受け，定款の変更，株式交換，会社分割
問題15	5 点	A	計算書類
問題16	6 点	C	株式会社の解散及び清算
問題17	6 点	A	金融商品取引法上の適格機関投資家
問題18	6 点	A	金融商品取引法上の発行者以外の者による株券等の公開買付け

問題 1

正解

4

難易度

A

【出題内容】

個人商人（小商人を除く）の名板貸し

【解 説】

ア．誤 り。商号使用の許諾には、明示的な許諾のほか、場合によっては黙示の許諾も含まれる（最判昭42. 2. 9）。

イ．正しい。最判昭43. 6. 13。

ウ．正しい。最判昭41. 1. 27。

エ．誤 り。名板貸人は、「取引によって生じた債務」について、名板借人と連帯して弁済する責任を負うが（商法14条）、この債務には、名板借人が営業活動の際に交通事故に起因して負担した不法行為債務は含まれない（最判昭52. 12. 23）。

以上より、正しいものはイとウであることから、正解は4となる。

問題 2

正解

1

難易度

A

【出題内容】

商法上の各種営業

【解 説】

ア．正しい。商法550条1項。

イ．正しい。商法551条。

ウ．誤 り。商法583条2項。

エ．誤 り。商法594条1項。

以上より、正しいものはアとイであることから、正解は1となる。

問題 3

正解

5

難易度

A

【出題内容】

創立総会

【解説】

ア. 誤り。創立総会の決議により定款を変更した場合には、株主総会議事録により定款の内容が明確であることから、公証人の再認証は不要とされている。

イ. 正しい。72条3項。

ウ. 誤り。設立時株主は、その有する議決権を統一しないで行使することができる（77条）。

エ. 正しい。73条2項。

以上より、正しいものはイとエであることから、正解は5となる。

問題 4

正解

5

難易度

A

【出題内容】

自己株式の取得

【解説】

ア. 誤り。本記述の決定は、株主総会の決議によらなければならない（140条2項）。

イ. 正しい。156条2項，155条13号，施行規則27条1号。

ウ. 誤り。本記述の決定は、株主総会の決議によらなければならない（163条）。

エ. 正しい。461条1項2号，165条1項。

以上より、正しいものはイとエであることから、正解は5となる。

問題 5

正解

4

難易度

A

【出題内容】

株主の権利および株式の内容

【解 説】

ア. 誤 り。無効となるのは、剰余金の配当を受ける権利および残余財産の分配を受ける権利の全部を与えない旨の定款の定めである（105条2項）。

イ. 正しい。108条1項1号2号。

ウ. 正しい。109条2項。

エ. 誤 り。そのような規定はない。116条1項1号2号参照。

以上より、正しいものはイとウであることから、正解は4となる。

問題 6

正解

5

難易度

A

【出題内容】

株式会社の機関設計

【解 説】

ア. 誤 り。326条1項。

イ. 正しい。327条1項2号。

ウ. 誤 り。328条1項。

エ. 正しい。328条1項2項。

以上より、正しいものはイとエであることから、正解は5となる。

問題 7

正解

5

難易度

B

【出題内容】

株主総会

【解 説】

ア. 誤 り。取締役会設置会社においては、株主総会は、会社法に規定する事項および定款で定めた事項に限り、決議をすることができる（295条2項）。

イ. 正しい。295条3項。

ウ. 誤 り。299条1項かっこ書。

エ. 正しい。298条1項5号、規則63条1号イ。

以上より、正しいものはイとエであることから、正解は5となる。

問題 8

正解

6

難易度

B

【出題内容】

役員等の任期

【解 説】

ア. 誤 り。定款の変更の効力が生じた時に満了する（332条4項1号）。

イ. 誤 り。332条4項3号。

ウ. 正しい。336条3項。

エ. 正しい。338条1項。

以上より、正しいものはウとエであることから、正解は6となる。

問題 9

正解

3

難易度

A

【出題内容】

取締役会設置会社

【解 説】

- ア. 正しい。363条が「3箇月に1回以上」と定めていることから、取締役会は、少なくとも3箇月に1回以上開催されなければならないことになる。
- イ. 誤り。特別取締役による取締役会の決議が認められるのは、①重要な財産の処分および譲受け、②多額の借財だけである(373条1項柱書)。
- ウ. 誤り。執行役は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を取締役に報告しなければならない(417条4項前段)。
- エ. 正しい。416条4項。

以上より、正しいものはアとエであることから、正解は3となる。

問題10

正解

6

難易度

C

【出題内容】

会計限定監査役

【解 説】

- ア. 誤り。389条1項。
- イ. 誤り。389条7項、383条1項。
- ウ. 正しい。389条7項、381条2項。
- エ. 正しい。389条2項、436条1項。

以上より、正しいものはウとエであることから、正解は6となる。

問題11

正解

3

難易度

B

【出題内容】

会計監査人

【解 説】

ア. 正しい。会計監査人は役員ではないので（329条1項），会計監査人を選任する株主総会の決議については，定款の定めにより，定足数の要件を排除することができる（341条）。

イ. 誤り。339条1項。

ウ. 誤り。397条1項。

エ. 正しい。会計監査人の報酬の決定は，業務執行にあたるので，委員会設置会社においては，取締役会，または取締役会によって委任を受けた執行役が行う（416条4項）。なお，399条3項参照。

以上より，正しいものはアとエであることから，正解は3となる。

問題12

正解

6

難易度

B

【出題内容】

持分会社

【解 説】

ア. 誤り。594条1項2号。

イ. 誤り。本記述の有限責任社員は，無限責任社員と同一の責任を負う（588条1項）。

ウ. 正しい。604条3項。

エ. 正しい。624条1項。

以上より，正しいものはウとエであることから，正解は6となる。

問題13

正解

4

難易度

C

【出題内容】

社債券

【解 説】

ア. 誤 り。社債券の記載事項は697条1項によって定められているが、本記述の事項はこれに該当しない。なお、697条2項、700条参照。

イ. 正しい。698条。

ウ. 正しい。無記名社債については、社債権者の氏名または名称等が社債原簿の記載・記録事項にならないから（681条4号かっこ書）、証券の交付で譲渡の効力が生ずるが（687条）、会社との関係でもそれ以外の第三者との関係でも、社債券の交付すなわち証券の所持が対抗要件となる（688条3項）。

エ. 誤 り。699条。

以上より、正しいものはイとウであることから、正解は4となる。

問題14

正解

1

難易度

A

【出題内容】

事業の譲渡・譲受け、定款の変更、株式交換、会社分割

【解 説】

ア. 正しい。株主総会の決議が必要となるのは、他の「会社」の事業の全部の譲受けである（467条1項3号、309条2項）。そのため、個人商人の営業がいかに大規模なものであっても、譲受会社では株主総会の決議を必要としない。

イ. 正しい。639条2項。

ウ. 誤 り。株式交換とは、株式会社がその発行済株式の全部を他の株式会社または合同会社に取得させることをいう。（2条31号、768条1項、770条1項）。したがって、合同会社を完全子会社とする株式交換をすることはできない。

エ. 誤 り。そのような規定はない。

以上より、正しいものはアとイであることから、正解は1となる。

問題15

正解

4

難易度

A

【出題内容】

計算書類

【解 説】

ア. 含まれる。計算書類とは、貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書・個別注記表をいう（435条，計算規則59条1項）。

イ. 含まれない。

ウ. 含まれない。

エ. 含まれる。435条，計算規則59条1項。

以上より，正しいものはイとウであることから，正解は4となる。

問題16

正解

3

難易度

C

【出題内容】

株式会社の解散および清算

【解 説】

ア. 正しい。469条1項ただし書，471条3号。

イ. 誤り。482条・355条。

ウ. 誤り。477条2項。

エ. 正しい。505条1項。

以上より，正しいものはアとエであることから，正解は3となる

問題17

正解

5

難易度

A

【出題内容】

適格機関投資家

【解 説】

適格機関投資家とは、有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者として内閣府令で定める者をいう（金商法2条3項1号かつこ書）。定義府令10条1項は、①金融機関（e x. 証券業者、投資法人、銀行、保険会社）②保有する有価証券残高が10億円以上の法人、③保有する有価証券残高が10億円以上かつ1年以上の取引経験のある金融庁長官に届出を行った個人等、を適格機関投資家として挙げている。

ア. 適格機関投資家に当たらない。金商法2条31項参照。

イ. 適格機関投資家に当たる。定義府令10条1項4号。

ウ. 適格機関投資家に当たらない。金商法2条31項参照。

エ. 適格機関投資家に当たる。定義府令10条1項5号。

以上より、正しいものはイとエであることから、正解は5となる。

問題18

正解

2

難易度

A

【出題内容】

公開買付け

【解 説】

公開買付けの対象となる有価証券（「株券、新株予約権付社債権その他の有価証券で政令で定めるもの」＝株券等、金商法27条の2第1項）は、会社の支配権にかかわる株券・新株予約権付社債券・新株予約権証券等の潜在的株式に限られる（施行令6条1項）。公開買付けは、取引所市場外における会社の支配権獲得を目的とした買付けを規制する手続だからである。

ア. 公開買付けの対象となることがある。施行令6条1号。

イ. 公開買付けの対象とならない。公開買付けの対象である株券等に当たらない。

ウ. 公開買付けの対象となることがある。施行令6条1号。

エ. 公開買付けの対象とならない。公開買付けの対象である株券等に当たらない。

以上より、正しいものはアとウであることから、正解は2となる。